

～ 計画第 4 章 ～

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」と「確保の方策」について

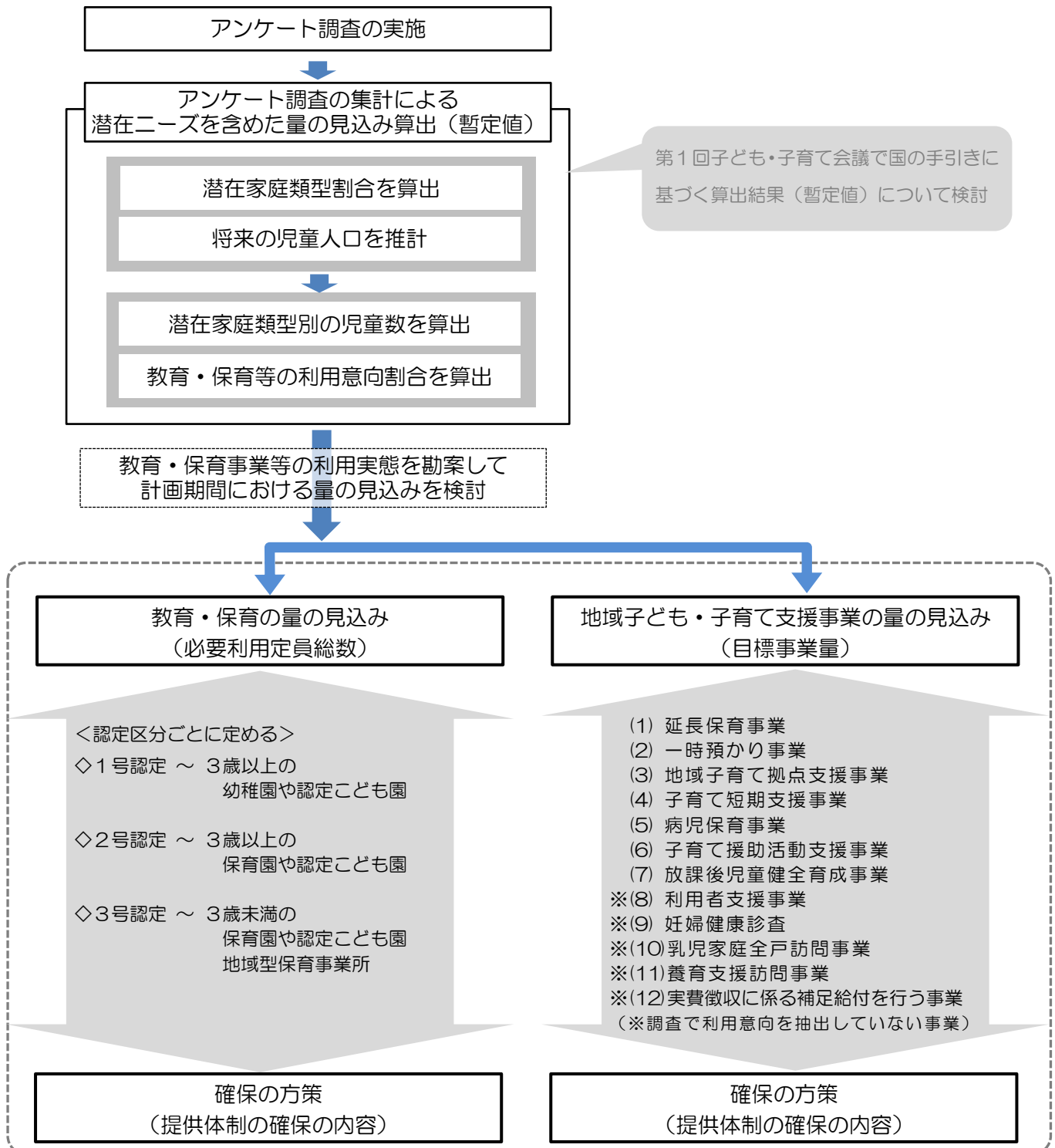
令和元年 10 月 10 日

四日市市こども未来部こども未来課

計画に記載する「量の見込み」と「確保の方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の方策」を定めることになっています。

<全体の流れ>



<参考1:提供区域>

本市では、中学校区の組み合わせによる3つのブロックを基本として区域を設定していますが、地域子ども・子育て支援事業は、広域的な利用の実態や各事業の性質が異なることから、事業ごとに区域を設定しています。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。



対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	保育園 幼稚園 こども園 地域型保育事業所	3ブロック
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業	3ブロック
	(2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）（保育園の一時保育など）	3ブロック
	(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	3ブロック
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	(5) 病児保育事業	市全域
	(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学校区
	(8) 利用者支援事業	市全域
	(9) 妊婦健康診査	市全域
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	市全域
	(11) 養育支援訪問事業	市全域
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	市全域

<参考2:児童人口推計>

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
就学前	0歳	2,498	2,630	2,515	2,377	2,342	2,400	2,368	2,326	2,283	2,236
	1歳	2,715	2,534	2,605	2,528	2,406	2,356	2,414	2,381	2,339	2,296
	2歳	2,743	2,688	2,484	2,585	2,508	2,379	2,330	2,387	2,354	2,312
	(1・2計)	(5,458)	(5,222)	(5,089)	▲(5,113)	(4,914)	(4,735)	▲(4,744)	▲(4,768)	(4,693)	(4,608)
	3歳	2,702	2,748	2,651	2,484	2,559	2,494	2,366	2,317	2,374	2,341
	4歳	2,782	2,688	2,747	2,622	2,454	2,541	2,476	2,349	2,300	2,357
	5歳	2,729	2,792	2,684	2,737	2,620	2,452	2,539	2,474	2,347	2,299
	(3～5計)	(8,213)	▲(8,228)	(8,082)	(7,843)	(7,633)	(7,487)	(7,381)	(7,140)	(7,021)	(6,997)
合計		16,169	16,080	15,686	15,333	14,889	14,622	14,493	14,234	13,997	13,841
就学後	6歳	2,754	2,695	2,771	2,681	2,720	2,602	2,435	2,521	2,457	2,330
	7歳	2,738	2,757	2,705	2,778	2,670	2,723	2,605	2,437	2,523	2,459
	8歳	2,952	2,744	2,774	2,704	2,755	2,670	2,723	2,605	2,437	2,523
	9歳	2,717	2,950	2,738	2,739	2,706	2,745	2,660	2,713	2,595	2,428
	10歳	2,879	2,716	2,951	2,730	2,740	2,704	2,743	2,658	2,711	2,593
	11歳	2,948	2,881	2,711	2,943	2,742	2,740	2,704	2,743	2,658	2,711
合計		16,988	16,743	16,650	16,575	16,333	16,184	15,870	15,677	15,381	15,044

「量の見込み」と「確保の方策」について

I. 教育・保育施設

① 量の見込みの算出方法

	認定区分	対象年齢	対象施設	算出方法
量の見込み	1号	3・4・5歳	幼稚園 認定こども園	【算出方法】 問 17 で「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」のいずれかのみを選択した人、並びに「幼稚園」等と「保育園」等を選択し、問 17-①で幼稚園利用を強く希望すると選択した人の割合に対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 3歳児の潜在ニーズが利用実態と比較して乖離が大きいため、現在利用していない理由として、「必要がない」「将来(4歳又は5歳)利用したい」と回答した人を除き、算出する。
	2号	3・4・5歳	保育園 認定こども園	【算出方法】 問 17 で「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「保育園」「認定こども園」「小規模保育」「事業所内保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「その他の保育施設」のいずれかを選択した人から1号認定を除いた割合に対象児童数を乗じて算出する。
	3号	0歳 1・2歳	保育園 認定こども園 地域型保育事業所	【算出方法】 問 17 で「保育園」「認定こども園」「小規模保育」「事業所内保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「その他の保育施設」のいずれかを選択した人の割合に対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 0～2歳の低年齢児の潜在ニーズが利用実態と比較して乖離が大きいため、現在利用していない理由として、「必要がない」「将来(3～5歳)利用したい」と回答した人を除き、算出する。

<参考>

1. 利用実態の推移 (※各年度 10 月 1 日現在の市内在住の利用児童人数。カッコ内は利用申込者数。)

(1) 幼稚園の利用状況

年齢	H27	H28	H29	H30
3・4・5 歳児	4, 255	4, 146	4, 160	4, 112
施設数	37	37	35	35

(2) 保育園の利用状況

年齢	H27	H28	H29	H30
0 歳児	296	293	310	332
1・2 歳児	1, 490	1, 485	1, 411	1, 545
3・4・5 歳児	3, 300	3, 417	3, 340	3, 252
全体	5, 086	5, 195	5, 061	5, 129
施設数	50	50	49	51

(3) こども園の利用状況

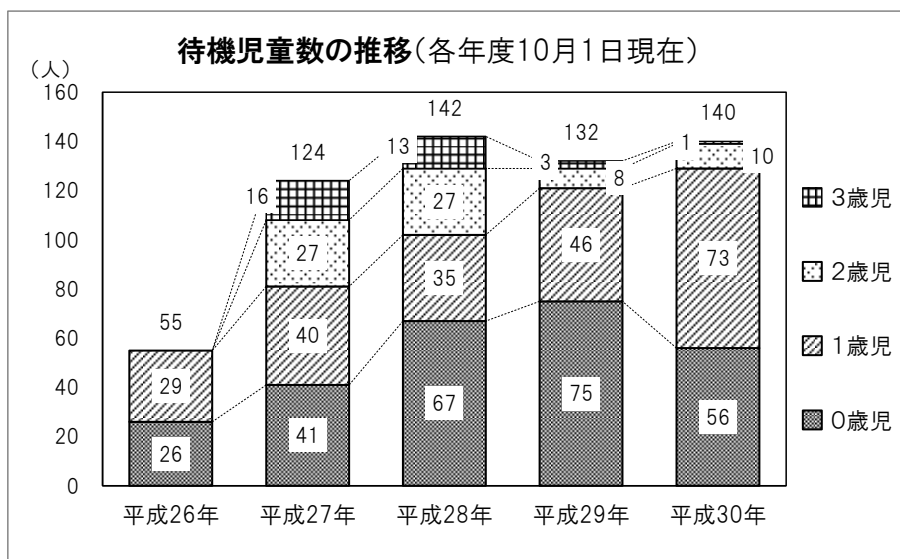
年齢	H27	H28	H29	H30
0 歳児	-	-	9	8
1・2 歳児	-	-	56	56
3・4・5 歳児	-	-	139	177
全体	-	-	204	241
施設数	-	-	2	2

(4) 地域型保育事業所の利用状況

年齢	H27	H28	H29	H30
0 歳児	20	43	49	34
1・2 歳児	62	123	150	165
全体	82	166	199	199
施設数	7	13	14	14

2. 待機児童の状況

年齢	H27	H28	H29	H30
0 歳児	41	67	75	56
1 歳児	40	35	46	73
2 歳児	27	27	8	10
3 歳児	16	13	3	1
全体	124	142	132	140



②「量の見込み」と「確保の方策」

<<市全体>>

令和2年度					令和3年度			
市全体	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)	4,114	3,122	516	2,026	4,060	3,075	510	2,030
②提供体制の確保の内容	6,326	3,603	482	1,890	6,334	3,663	507	1,934
幼稚園	5,067				5,022			
幼稚園 + 一時預かり(預かり保育)	1,189				1,172			
保育園		3,259	398	1,527		3,185	425	1,472
保育園(鈴鹿市)		280	21	96		280	21	96
こども園	70	64	59	230	140	198	77	309
地域型保育事業所			4	37			4	37
②-①	2,212	481	▲ 34	▲ 136	2,274	588	▲ 3	▲ 96

<<提供区域ごと>>

第1ブロック (富洲原、富田、朝明、西朝明、保々、羽津、山手、大池 中学校区)					1号	2号	3号	
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,990	1,277	243	828	1,941	1,244	240	835
②提供体制の確保の内容	2,581	1,501	226	763	2,581	1,519	241	809
幼稚園	1,886				1,902			
幼稚園 + 一時預かり(預かり保育)	665				649			
保育園		1,386	181	598		1,404	190	631
こども園	30	115	9	36	30	115	9	36
地域型保育事業所			36	129			42	142
②-①	591	224	▲ 17	▲ 65	640	275	1	▲ 26

第2ブロック (橋北、中部、港、常盤、三重平、三滝、桜中学校区)					1号	2号	3号	
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,165	875	129	532	1,168	871	128	528
②提供体制の確保の内容	1,980	904	119	532	1,980	904	129	522
幼稚園	1,685				1,684			
幼稚園 + 一時預かり(預かり保育)	275				276			
保育園		791	94	413		791	104	403
こども園	20	113	5	37	20	113	5	37
地域型保育事業所			20	82			20	82
②-①	815	29	▲ 10	0	812	33	1	▲ 6

第3ブロック (塩浜、楠、南、笹川、西笹川、内部、西陵中学校区)					1号	2号	3号	
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)	(3・4・5歳)	(3・4・5歳)	(0歳)	(1・2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)	959	970	144	666	951	960	142	667
②提供体制の確保の内容	1,765	1,198	137	595	1,773	1,240	137	603
幼稚園	1,496				1,436			
幼稚園 + 一時預かり(預かり保育)	249				247			
保育園		1,082	123	516		990	111	458
保育園(鈴鹿市)		52	7	23		52	7	23
こども園	20	64	3	19	90	198	15	85
地域型保育事業所			4	37			4	37
②-①	806	228	▲ 7	▲ 71	822	280	▲ 5	▲ 64

【提供体制の確保内容の考え方】

- 1号認定・・・現状の提供体制で確保が可能である。
- 2号認定(幼稚園の利用希望が強い)・・・現状の私立幼稚園の預かり保育で確保が可能である。
- 2号認定・・・現状の提供体制で確保が可能である。

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号	
		(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)
3,922	2,977	501	2,038	3,854	2,930	492	2,005	3,839	2,922	481	1,969
6,343	3,699	519	1,965	6,343	3,699	519	1,965	6,343	3,699	497	1,987
5,039				5,059				5,065			
1,134				1,114				1,108			
	3,141	428	1,471		3,141	428	1,471		3,141	406	1,493
	360	30	128		360	30	128		360	30	128
170	198	77	309	170	198	77	309	170	198	77	309
		4	37			4	37			4	37
2,421	722	18	▲ 73	2,489	769	27	▲ 40	2,504	777	16	18

1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号	
		(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)
1,877	1,200	236	846	1,836	1,177	232	834	1,837	1,180	227	820
2,581	1,519	241	809	2,581	1,519	241	809	2,581	1,519	229	821
1,922				1,937				1,938			
629				614				613			
	1,404	190	631		1,404	190	631		1,404	178	643
30	115	9	36	30	115	9	36	30	115	9	36
		42	142			42	142			42	142
704	319	5	▲ 37	745	342	9	▲ 25	744	339	2	1

1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号	
		(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)
1,108	827	125	536	1,087	812	122	527	1,076	806	119	515
1,989	920	133	531	1,989	920	133	531	1,989	920	133	531
1,677				1,681				1,684			
262				258				255			
	727	99	380		727	99	380		727	99	380
50	193	14	69	50	193	14	69	50	193	14	69
		20	82			20	82			20	82
881	93	8	▲ 5	902	108	11	4	913	114	14	16

1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号		1号 (3・4・5歳)	2号 (3・4・5歳)	3号	
		(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)			(0歳)	(1・2歳)
937	950	140	656	931	941	138	644	926	936	135	634
1,773	1,260	145	625	1,773	1,260	145	625	1,773	1,260	135	635
1,440				1,441				1,443			
243				242				240			
	1,010	119	480		1,010	119	480		1,010	109	490
	52	7	23		52	7	23		52	7	23
90	198	15	85	90	198	15	85	90	198	15	85
		4	37			4	37			4	37
836	310	5	▲ 31	842	319	7	▲ 19	847	324	0	1

【提供体制の確保内容の考え方】

- 3号認定・・・地域型保育事業所の拡充、認可保育所の新設、認定こども園化に伴う定員増等により（0歳児）提供体制の確保に努める。
- 3号認定・・・地域型保育事業所の拡充、認可保育所の新設、保育園・幼稚園の認定こども園化に伴う定員増および既存園の定員拡充等により提供体制の確保に努める。

Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業

本市で実施する子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法に位置づけられた次の事業について、法第61条で「量の見込み」「確保の方策（提供体制の確保の内容）」を定めるよう義務付けられている。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）（保育園の一時保育など）
- (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (5) 病児保育事業
- (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- (8) 利用者支援事業
- (9) 妊婦健康診査
- (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- (11) 養育支援訪問事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

(1) 延長保育事業

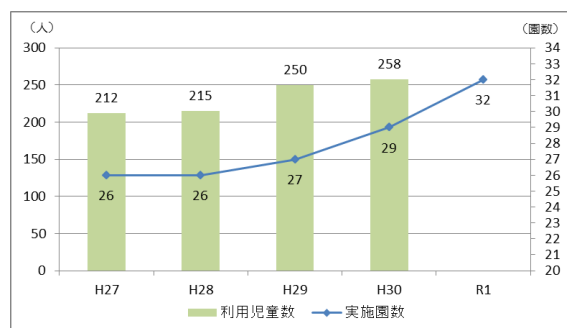
保育認定を受けた在園児を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
0～5歳	【算出方法】 問 17 で「保育園」「認定こども園」「小規模保育」「事業所内保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「その他の保育施設」のいずれかを選択し、かつ、18時以降も利用したいと回答した人の割合に、対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 利用意向者の就労時間を考慮しない算出により過大な結果となっているため、利用意向者のうち、帰宅時間が18時以降になる人に限定したうえで、現在、保育園等を利用していない理由として、「必要がない」「将来利用したい」と回答した人を除き、算出する。

＜利用実態の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	26	26	27	29	32
利用児童数	212	215	250	258	—



② 「量の見込み」と「確保の方策」

		(人)				
年度		R2	R3	R4	R5	R6
市全体	※量の見込み暫定値	994	985	967	952	942
	①量の見込み(目標事業量)	386	382	375	369	364
	②提供体制の確保の内容	363	391	409	423	423
	②－①	▲23	9	34	54	59
第1	①量の見込み(目標事業量)	162	160	157	154	153
	②提供体制の確保の内容	150	162	162	162	162
	②－①	▲12	2	5	8	9
第2	①量の見込み(目標事業量)	99	98	96	94	92
	②提供体制の確保の内容	137	137	137	137	137
	②－①	38	39	41	43	45
第3	①量の見込み(目標事業量)	125	124	122	121	119
	②提供体制の確保の内容	76	92	110	124	124
	②－①	▲49	▲32	▲12	3	5

【提供体制の確保内容の考え方】

- 保育士 2～4 名体制の中で、利用できる児童数（1 日あたり）で算出。
- 延長保育のニーズに応じた保育体制の確保を図る。

(2)-1 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり・預かり保育）

通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び子どもの育成を図る。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
3・4・5歳	【算出方法】 共働き家庭以外 ア. 問 17 で「幼稚園」「認定こども園」を選択し、かつ、問 24 で不定期の一時預かりを「利用したい」と回答した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 イ. 問 16-①で「幼稚園」を選択し、かつ、問 23 で不定期の一時預かり事業を選択した方のうち、「一時保育」「幼稚園の預かり保育」を選択した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 共働き家庭 両親が共働きで幼稚園を希望している人の年間就労日数（1週あたりの就労日数×52 週）を乗じて算出する。 【補正方法】 共働き家庭の利用意向者のうち、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」人、及びみてもらえるが「難しさや負担を感じている」人に限定し、平均日数を月平均20日、年間240日で算出する。

② 「量の見込み」と「確保の方策」

（延べ人数）

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	※量の見込み暫定値	351,557	351,811	347,391	346,456	342,461
	共働き家庭以外	29,902	29,342	28,357	27,830	27,792
	共働き家庭	420,721	414,221	400,552	393,657	392,538
	①量の見込み（目標事業量）	80,476	79,390	76,713	75,362	74,983
	共働き家庭以外	11,777	11,553	11,133	10,917	10,904
	共働き家庭	68,699	67,837	65,580	64,445	64,079
	②提供体制の確保の内容	94,856	94,856	94,856	94,856	94,856
	②－①	14,380	15,466	18,143	19,494	19,873
第1	①量の見込み（目標事業量）	41,986	40,976	39,683	38,754	38,733
	共働き家庭以外	8,585	8,369	8,086	7,918	7,930
	共働き家庭	33,401	32,607	31,597	30,836	30,803
	②提供体制の確保の内容	51,536	51,536	51,536	51,536	51,536
	②－①	9,550	10,560	11,853	12,782	12,803
第2	①量の見込み（目標事業量）	22,605	22,697	21,514	21,203	20,930
	共働き家庭以外	2,531	2,530	2,400	2,358	2,336
	共働き家庭	20,074	20,167	19,114	18,845	18,594
	②提供体制の確保の内容	27,220	27,220	27,220	27,220	27,220
	②－①	4,615	4,523	5,706	6,017	6,290
第3	①量の見込み（目標事業量）	15,885	15,717	15,516	15,405	15,320
	共働き家庭以外	661	654	647	641	638
	共働き家庭	15,224	15,063	14,869	14,764	14,682
	②提供体制の確保の内容	16,100	16,100	16,100	16,100	16,100
	②－①	215	383	584	695	780

【提供体制の確保内容の考え方】

➤私立幼稚園 14 園における一時預かり事業および預かり保育において確保が可能である。

(2)-2 一時預かり事業（保育園・こども園における一時保育）

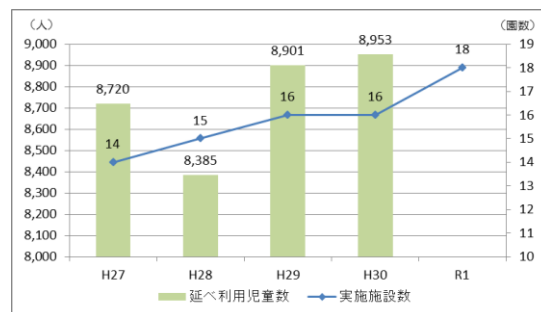
親の私用やリフレッシュ等を目的として利用できる子どもの一時的な保育を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
0～5歳	【算出方法】 問 24 で不定期の一時預かりを「利用したい」と回答した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 親の私用やリフレッシュ等を理由として利用できる事業の利用希望を伺った設問により、利用実態と比較して過大な結果となっているため、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」人、及びみてもらえるが「難しさや負担を感じている」人に限定したうえで、現在、保育園等を利用していない理由として、「必要がない」と回答した人を除き、平均日数を週1日、年間52日を上限として算出する。

＜利用実態の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	14	15	16	16	18
延べ利用児童数	8,720	8,385	8,901	8,953	—



② 「量の見込み」と「確保の方策」

(延べ人数)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
市 全 体	※量の見込み暫定値	127,219	126,375	124,584	122,553	120,928
	①量の見込み(目標事業量)	9,463	9,374	9,203	9,042	8,944
	②提供体制の確保の内容	9,617	9,617	10,161	10,161	10,161
	②－①	154	243	958	1,119	1,217
第1	①量の見込み(目標事業量)	5,351	5,284	5,202	5,107	5,066
	②提供体制の確保の内容	3,110	3,110	3,654	3,654	3,654
	②－①	▲2,241	▲2,174	▲1,548	▲1,453	▲1,412
第2	①量の見込み(目標事業量)	2,808	2,795	2,725	2,675	2,631
	②提供体制の確保の内容	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825
	②－①	1,017	1,030	1,100	1,150	1,194
第3	①量の見込み(目標事業量)	1,304	1,295	1,276	1,260	1,247
	②提供体制の確保の内容	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682
	②－①	1,378	1,387	1,406	1,422	1,435

【提供体制の確保内容の考え方】

- 平成30年度の実績に平成31年度新規実施園の利用見込みを加えて算出。
- 第1ブロックにおいて量の見込みが提供体制の確保の内容を上回っているため、提供体制の拡大に努めていく。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

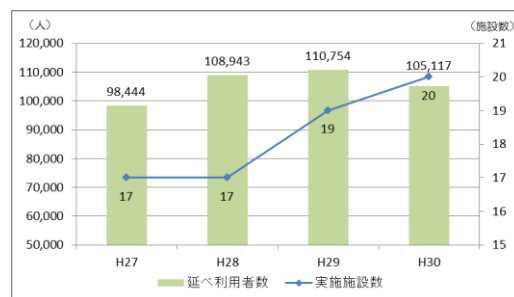
乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、子育てについての相談や情報の提供その他の支援を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
0～2歳	【算出方法】 問 26 及び 27 で子育て支援センターを「利用している」及び「利用していないが、今後利用したい」を選択した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 保育園等利用者の利用意向も含まれており過大な結果となっているため、利用実態に応じて保育園や認定こども園等の利用意向がある人を除き算出する。

＜利用実態の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30
実施施設数	17	17	19	20
延べ利用者数	98,444	108,943	110,754	105,117



② 「量の見込み」と「確保の方策」

(延べ人数)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	※量の見込み暫定値	201,101	200,402	199,647	196,323	192,631
	①量の見込み(目標事業量)	108,612	108,216	107,724	105,924	103,944
	②提供体制の確保の内容	21 施設 115,450	22 施設 118,716	23 施設 121,982	23 施設 122,400	23 施設 122,400
	②－①	6,838	10,500	14,258	16,476	18,456
第1	①量の見込み(目標事業量)	37,992	38,040	38,184	37,584	36,924
	②提供体制の確保の内容	8 施設 29,509	8 施設 29,927	8 施設 29,927	8 施設 29,927	8 施設 29,927
	②－①	▲8,483	▲8,113	▲8,257	▲7,657	▲6,997
第2	①量の見込み(目標事業量)	29,136	28,884	28,944	28,404	27,744
	②提供体制の確保の内容	5 施設 40,693	5 施設 40,693	6 施設 43,541	6 施設 43,959	6 施設 43,959
	②－①	11,557	11,809	14,597	15,555	16,215
第3	①量の見込み(目標事業量)	41,484	41,292	40,596	39,936	39,276
	②提供体制の確保の内容	8 施設 45,248	9 施設 48,096	9 施設 48,514	9 施設 48,514	9 施設 48,514
	②－①	3,764	6,804	7,918	8,578	9,238

【提供体制の確保内容の考え方】

➤現在、市内20か所の子育て支援センターが各ブロックに複数点在しているが、低年齢からの保育園等利用者が年々増加している状況の中、現在の利用状況に近い未就園児家庭の利用意向として表われている。

- 次期計画期間は、現在計画が進められている保々、神前、楠地区の認定こども園において、当該地域には子育て支援センターの設置はなく、また認定こども園には子育て支援機能が必須機能として位置づけられていることから、併設型子育て支援センターとして新設する。
- 親子が子育て支援センターを気軽に利用でき、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、母子保健との連携も図りながら支援の充実に取り組む。

＜提供施設＞

第1ブロック 8か所(保育園併設型7、こども園併設型1)

第2ブロック 6か所(単独型1、保育園併設型2、こども園併設型2、医療機関併設型1)

第3ブロック 9か所(単独型1、保育園併設型5、こども園併設型2、医療機関併設型1)

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

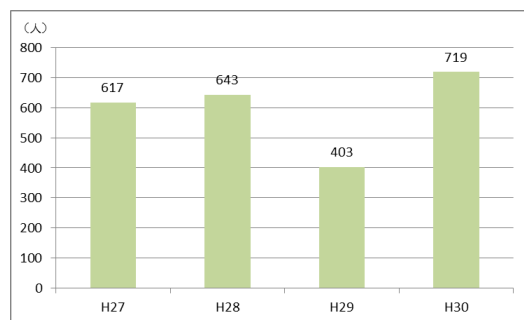
保護者の疾病等の事情により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護する。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
0～5歳	【算出方法】 問 25-①で泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったときの対処方法で、「ショートステイを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 泊りがけの預け先として「ショートステイを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した人が過少であったもの、利用実績の平均や提供体制の目安となる人数と比較して大きな乖離が無いため、国手引きに基づき算出された数値とする。

＜利用実態の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30
延べ利用児童数	617	643	403	719



② 「量の見込み」と「確保の方策」

（延べ人数）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
※量の見込み暫定値	628	623	611	601	595
①量の見込み(目標事業量)	628	623	611	601	595
②提供体制の確保内容	600	600	600	600	600
②-①	▲28	▲23	▲11	▲1	5

【提供体制の確保内容の考え方】

➤ショートステイ利用希望者と施設の受入れ数は均衡していると見込まれるが、利用希望者に対して、意向をきめ細やかに聞き取り、施設の空き状況によっては、他の利用者との日程調整も図りながら利用者の希望に沿えるよう、提供数を確保する。

＜提供施設＞

乳児院・児童養護施設

- ・エスペランス四日市
- ・ましろ・なないろ（津市）
- ・里山学院（津市）

児童養護施設

- ・エスペランス桑名（桑名市）
- ・鈴鹿里山学院（鈴鹿市）

(5) 病児保育事業

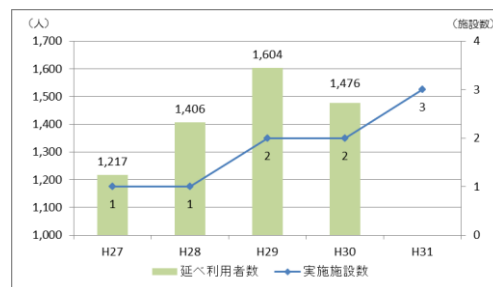
保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、こども園、小学校に通っている児童が病気又は病気の回復期にあるが、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
小学生以下	【算出方法】 問 22-①で子どもの病気の際の対応として「父親が休んだ」「母親が休んだ」を選択した人のうち、問 22-②で「できれば病児保育施設を利用したい」を選択した人と、問 22-①で「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 現状の利用実績と比較して過大な結果となっているため、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいて、みてもらう場合に「難しさや負担を感じている」を選択した人に限定したうえで、利用日数は年間平均利用日数の4日で算出する。

<利用実態の推移>

年度	H27	H28	H29	H30	H31
実施施設数	1	1	2	2	3
延べ利用者数	1,217	1,406	1,604	1,476	-



② 「量の見込み」と「確保の方策」

(延べ人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
※量の見込み暫定値	11,949	11,844	11,632	11,438	11,311
①量の見込み(目標事業量)	1,828	1,811	1,779	1,749	1,730
②提供体制の確保内容	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540
②-①	1,004	1,021	1,053	1,083	1,810

【提供体制の確保内容の考え方】

➤病児保育室は、第1期計画期間において新たに2か所開室したものの、病児保育の利用意向は依然として高いことから、引き続き市内医療機関の協力を得ながら、現在病児保育室が設置されていない市南部方面での新たな開室のほか、定員の拡充や開室時間など保護者が利用しやすい環境の充実について検討する。

<提供施設>

市中部 四日市病児保育室(カンガルーム) 定員6人
 市西部 桜花台病児保育室(チェリーケア) 定員3人
 市北部 しもの病児保育室(ひばりルーム) 定員3人
 市南部 新規開室に向けて検討

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

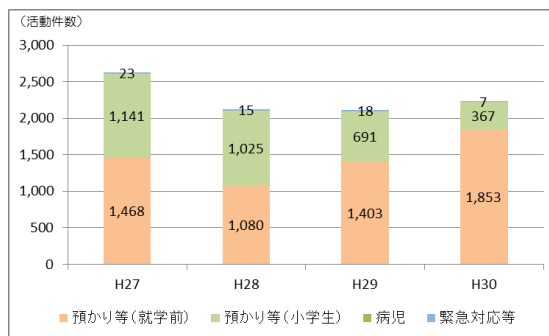
育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
小学生 以下	【算出方法】 問 15 でファミリー・サポートを「利用する」「できれば利用したい」を選択した人の割合に、年間の利用意向日数と対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 現状の利用実績と比較して過大な結果となっているため、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人に限定したうえで、今後の利用意向で「利用する」を選択した人は年間平均活動回数で算出し、「できれば利用したい」を選択した人は年間平均活動回数1回として算出する。

<利用実態の推移>

年度	H27	H28	H29	H30
依頼会員数	914	889	942	954
援助会員数	486	495	511	540
両方会員数	109	109	101	78
活動件数	2,632	2,120	2,112	2,227
預かり等(就学前)	1,468	1,080	1,403	1,853
預かり等(小学生)	1,141	1,025	691	367
病児	0	0	0	0
緊急対応等	23	15	18	7



② 「量の見込み」と「確保の方策」

(延べ人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
※量の見込み暫定値	75,690	74,461	72,632	71,357	70,587
①量の見込み(目標事業量)	2,238	2,206	2,134	2,099	2,092
②提供体制の確保の内容	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307
②-①	69	101	173	208	215

【提供体制の確保内容の考え方】

- 提供体制の確保については、過去の援助会員と両方会員の増加率と過去3年間の平均活動回数の年3.5回をもとに算出する。
- 地域で行う子育て相互援助活動のファミリー・サポート事業は、近年では保育園や幼稚園、こども園、小学校、学童保育所への送迎や帰宅後の預かりといった教育・保育等の補完的な役割と保護者の緊急サポート的な役割が大きくなっているが、一部地域における依頼会員と援助会員の不均衡が改善に至っていないことから、第2期計画期間においては、事業の認知度と相互援助活動の理解を高めるための一層の周知に努めるとともに、援助会員の拡大につながるインセンティブなどの検討を行う。

(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

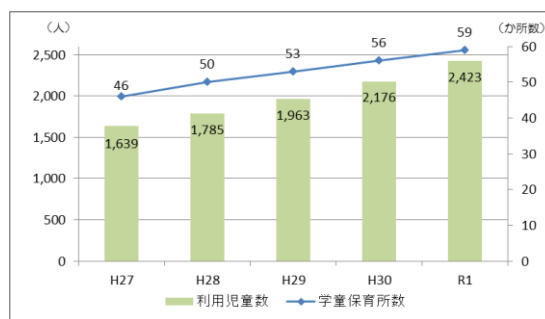
保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育所に通所し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護機能の補完的役割を果たす生活の場として保育を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象年齢	算出方法
小学生	【算出方法】 問10で学童保育所を「利用したい」「できれば利用したい」を選択した人の割合に対象児童数を乗じて算出する。 【補正方法】 現状の利用実績と比較すると2年生以降の利用意向が過少な結果となっているため、2年生以降の利用割合は実態に応じた割合に補正して算出する。

＜利用実態の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R1
学童保育所数	46	50	53	56	59
利用児童数	1,639	1,785	1,963	2,176	2,423



② 「量の見込み」と「確保の方策」

年度	R2	R3	R4	R5	R6	参考:R1
①量の見込み(目標事業量)	2,512	2,543	2,585	2,609	2,562	① 2,423
②提供体制の確保の内容	2,780	2,835	2,890	2,970	3,200	② 2,607
②-①	268	292	305	361	638	「 197

※参考として記載した「参考:R1」の数値は、5/1 付の開所状況報告書から、①は年間平均の対象児童数を、

②は定員数を、下の「」は①のうち他学校区から受入れている児童数を抽出しています。

【提供体制の確保内容の考え方】

- 子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、新放課後こども総合プランの趣旨を踏まえ、学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用をこれまで以上に推進しながら必要な施設整備を支援し、待機児童の解消にも取り組む。
- 学童保育所の整備にあたっては、安全・安心の確保に加え、生活の場として相応しい環境が整えられるよう支援の充実を図る。

<小学校区単位>

※()は他学校区で受入れる人数

		年度	R2	R3	R4	R5	R6	参考：R1	
1	中部西	①量の見込み	72	60	54	55	51	①	80
		②提供体制の確保	87	87	87	87	87	②	87
		②－①	15	27	33	32	36	「	6
2	浜田	①量の見込み	84	79	76	78	78	①	60
		②提供体制の確保	40 (35)	40 (35)	80 (0)	80 (0)	80 (0)	②	40
		②－①	▲ 9	▲ 4	4	2	2	「	－
3	橋北	①量の見込み	32	28	27	30	30	①	28
		②提供体制の確保	40	40	40	40	40	②	28
		②－①	8	12	13	10	10	「	－
4	海蔵	①量の見込み	154	147	138	135	127	①	146
		②提供体制の確保	190	190	190	190	190	②	150
		②－①	36	43	52	55	63	「	－
5	塩浜	①量の見込み	34	30	27	26	25	①	35
		②提供体制の確保	36	36	36	36	36	②	36
		②－①	2	6	9	10	11	「	－
6	富田	①量の見込み	103	114	123	123	121	①	80
		②提供体制の確保	130	130	130	130	130	②	80
		②－①	27	16	7	7	9	「	－
7	富洲原	①量の見込み	52	55	63	69	73	①	45
		②提供体制の確保	45	45	45	45	75	②	45
		②－①	▲ 7	▲ 10	▲ 18	▲ 24	2	「	－
8	羽津	①量の見込み	70	73	74	72	67	①	50
		②提供体制の確保	67	67	67	67	67	②	67
		②－①	▲ 3	▲ 6	▲ 7	▲ 5	0	「	－
9	常磐	①量の見込み	106	119	129	132	138	①	64
		②提供体制の確保	70 (16)	80 (16)	90 (16)	100 (16)	140 (0)	②	64
		②－①	▲ 20	▲ 23	▲ 23	▲ 16	2	「	－
10	日永	①量の見込み	95	96	100	102	99	①	72
		②提供体制の確保	88 (7)	88 (8)	88 (12)	88 (14)	88 (11)	②	88
		②－①	0	0	0	0	0	「	－

年度		R2	R3	R4	R5	R6	参考：R1	
11 四郷	①量の見込み	63	75	81	83	85	①	48
	②提供体制の確保	45	45	45	45	85	②	45
	②－①	▲ 18	▲ 30	▲ 36	▲ 38	0	「	－
12 内部	①量の見込み	61	58	57	55	52	①	64
	②提供体制の確保	108	108	108	108	108	②	108
	②－①	47	50	51	53	56	「	－
13 小山田	①量の見込み	27	27	30	30	30	①	25
	②提供体制の確保	40	40	40	40	40	②	40
	②－①	13	13	10	10	10	「	－
14 河原田	①量の見込み	41	57	66	71	72	①	56
	②提供体制の確保	74	74	74	74	74	②	74
	②－①	33	17	8	3	2	「	－
15 川島	①量の見込み	101	87	86	83	78	①	124
	②提供体制の確保	130	130	130	130	130	②	130
	②－①	29	43	44	47	52	「	－
16 神前	①量の見込み	29	27	27	28	28	①	27
	②提供体制の確保	34	34	34	34	34	②	34
	②－①	5	7	7	6	6	「	－
17 桜	①量の見込み	74	74	74	72	69	①	40
	②提供体制の確保	44 (30)	44 (30)	44 (30)	44 (28)	44 (25)	②	44
	②－①	0	0	0	0	0	「	－
18 県	①量の見込み	66	62	57	60	58	①	77
	②提供体制の確保	82	82	82	82	82	②	42
	②－①	16	20	25	22	24	「	－
19 三重	①量の見込み	81	91	96	102	102	①	65
	②提供体制の確保	65	70	70	70	110	②	70
	②－①	▲ 16	▲ 21	▲ 26	▲ 32	8	「	－
20 大矢知興譲	①量の見込み	131	147	164	170	168	①	121
	②提供体制の確保	132	132	132	132	172	②	132
	②－①	1	▲ 15	▲ 32	▲ 38	4	「	－

		年度	R2	R3	R4	R5	R6	参考：R1	
21	八郷	①量の見込み	48	53	59	66	69	①	35
		②提供体制の確保	50	55	60	70	70	②	50
		②－①	2	2	1	4	1	「	－
22	下野	①量の見込み	101	100	104	101	97	①	89
		②提供体制の確保	84	84	84	104	104	②	84
		②－①	▲ 17	▲ 16	▲ 20	3	7	「	－
23	保々	①量の見込み	47	54	55	56	53	①	46
		②提供体制の確保	50	60	60	60	60	②	50
		②－①	3	6	5	4	7	「	－
24	水沢	①量の見込み	32	26	21	21	19	①	40
		②提供体制の確保	40	40	40	40	40	②	40
		②－①	8	14	19	19	21	「	－
25	高花平	①量の見込み	38	37	38	33	30	①	35
		②提供体制の確保	35	35	35	35	35	②	35
		②－①	▲ 3	▲ 2	▲ 3	2	5	「	－
26	泊山	①量の見込み	43	40	41	40	39	①	50
		②提供体制の確保	60	60	60	60	60	②	60
		②－①	17	20	19	20	21	「	13
27	笹川	①量の見込み	52	49	50	49	49	①	47
		②提供体制の確保	40	65	65	65	65	②	40
		②－①	▲ 12	16	15	16	16	「	－
28	常磐西	①量の見込み	120	120	119	113	110	①	96
		②提供体制の確保	90 (23)	90 (23)	90 (23)	90 (23)	90 (20)	②	90
		②－①	▲ 7	▲ 7	▲ 6	0	0	「	－
29	三重西	①量の見込み	76	79	80	81	73	①	106
		②提供体制の確保	120	120	120	120	120	②	120
		②－①	44	41	40	39	47	「	－
30	大谷台	①量の見込み	94	91	82	78	73	①	63
		②提供体制の確保	83	83	83	83	83	②	83
		②－①	▲ 11	▲ 8	1	5	10	「	－

年度		R2	R3	R4	R5	R6	参考：R1	
31 桜台	①量の見込み	54	50	48	45	47	①	83
	②提供体制の確保	110	110	110	110	110	②	80
	②－①	56	60	62	65	63	「	25
32 三重北	①量の見込み	63	51	41	42	41	①	64
	②提供体制の確保	42	42	42	42	42	②	42
	②－①	▲ 21	▲ 9	1	0	1	「	－
33 八郷西	①量の見込み	35	39	39	38	40	①	30
	②提供体制の確保	40	40	40	40	40	②	40
	②－①	5	1	1	2	0	「	－
34 羽津北	①量の見込み	64	78	86	89	93	①	37
	②提供体制の確保	39	39	39	39	79	②	39
		(9)	(9)	(9)	(9)	(14)	「	－
	②－①	▲ 16	▲ 30	▲ 38	▲ 41	0		
35 内部東	①量の見込み	76	87	95	105	108	①	52
	②提供体制の確保	74	74	74	114	114	②	74
	②－①	▲ 2	▲ 13	▲ 21	9	6	「	－
36 中央	①量の見込み	42	35	34	34	30	①	187
	②提供体制の確保	200	200	200	200	200	②	200
	②－①	158	165	166	166	170	「	153
37 楠	①量の見込み	51	48	44	42	40	①	56
	②提供体制の確保	76	76	76	76	76	②	76
	②－①	25	28	32	34	36	「	－

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行う。

①「量の見込み」と「確保の方策」

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
②提供体制の確保内容	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
特定型	1	1	1	1	1
基本型	3	3	3	3	4
母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容の考え方】

- 各施設に配置された利用者支援専門員間の情報共有や連携体制の充実に図りながら、子育て支援情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、助言等を行う。
- 子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置について検討する。

<提供体制>

特定型	総合会館3階こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター 単独型塩浜子育て支援センター こども子育て交流プラザ 新たな配置の検討
母子保健型	総合会館3階すくすくルーム

⑨ 妊婦健康診査

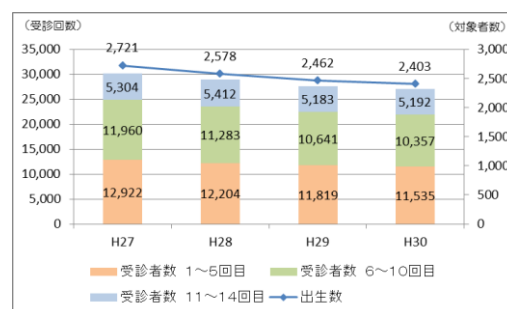
妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健診が受診できるよう公費を負担して実施する。

① 量の見込みの算出方法

対象者	算出方法
すべての妊婦	外国人を含めた出生数の減少率(10年平均)98.1%を乗じて対象人数(出生見込み数)を算出し、健診回数は一人あたり14回分の妊婦健診を公費で負担する。

＜健診実績の推移＞

		H27	H28	H29	H30
出生数		2,721	2,578	2,462	2,403
受診者数	1～5回目	12,922	12,204	11,819	11,535
	6～10回目	11,960	11,283	10,641	10,357
	11～14回目	5,304	5,412	5,183	5,192



② 「量の見込み」と「確保の方策」

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (目標事業量)	人数	2,312	2,268	2,225	2,183	2,142
	健診回数 (一人あたり)	14	14	14	14	14
提供体制の確保の内容	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関および助産所				
	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関および助産所				
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容				
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで(通年実施)				

【提供体制の確保内容の考え方】

- 妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。三重県市長会として、三重県医師会および県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所が委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保する。
- また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行う。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

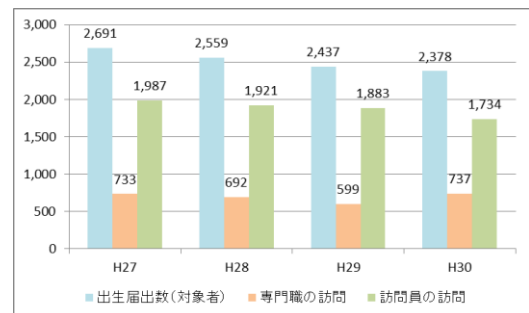
保健師・助産師・看護師及び赤ちゃん訪問員が、おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭をすべて訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行う。

① 量の見込みの算出方法

対象者	算出方法
生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭	外国人を含めた出生数の減少率(10年平均)98.1%を前年度訪問実績に乗じて訪問対象数(出生見込み数)を算出する。

＜訪問実績の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30
訪問対象者数	2,691	2,559	2,437	2,378
訪問実施者数	2,749	2,613	2,482	2,471
専門職の訪問	733	692	599	737
訪問員の訪問	1,987	1,921	1,883	1,734



② 「量の見込み」と「確保の方策」

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(目標事業量)	2,378	2,333	2,289	2,246	2,203
提供体制の確保内容	実施体制	こんにちは赤ちゃん訪問員及び市職員(保健師・助産師・看護師)			
	実施機関	こども保健福祉課			

【提供体制の確保内容の考え方】

- こんにちは赤ちゃん訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭をすべて訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの傾聴を行う。また、育児支援が必要と思われる場合や、保護者からの希望がある場合には、市職員(保健師・助産師・看護師)が訪問し、必要な育児指導等を行うとともに、他機関との連絡調整などを行う。
- 長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とする。

(11) 養育支援訪問事業

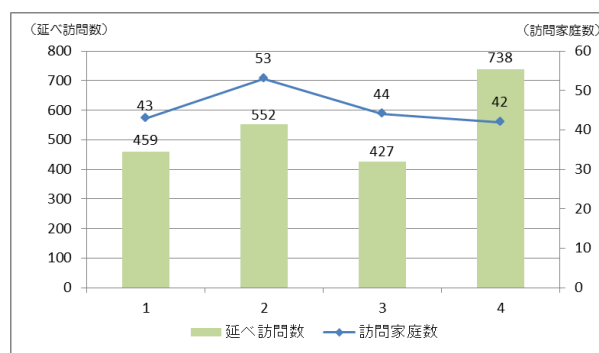
養育支援が特に必要な家庭を保健師や支援員が訪問して、養育に関する指導、助言、育児援助等による支援を行い、適切な養育の実施を確保する。

① 量の見込みの算出方法

対象者	算出方法
養育支援が特に必要な家庭	家事育児支援と専門的支援をあわせて 756 件を目標延べ訪問数とする。 ・家事育児支援は、支援員3名による目標訪問家庭数を以下のとおり算出する。 $\text{支援員3名} \times 1\text{カ月}20\text{コマ訪問} \times 12\text{カ月} \times 0.8(\text{キャンセル等}) = 576\text{件}$。 ・専門的支援は、過去の実績から目標訪問家庭数を45件として以下のとおり算出する。 $45\text{ケース} \times 1\text{カ月}1\text{コマ訪問} \times 4\text{カ月継続} = 180\text{件}$。

<訪問実績の推移>

年度	H27	H28	H29	H30
訪問家庭数	43	53	44	42
延べ訪問数	459	552	427	738



② 「量の見込み」と「確保の方策」

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (目標事業量)	訪問家庭数	45	45	45	45
	延べ訪問数	756	756	756	756
提供体制の確保の内容	実施体制	ケース検討の実施 (支援の必要性を判断) 支援計画に基づいての実施 ・保健師等の訪問による指導助言 ・支援員の訪問による育児・家事援助			
	実施機関	こども保健福祉課家庭児童相談室			

【提供体制の確保内容の考え方】

- 次の提供体制の方針のもと、養育支援に必要な家庭に対して提供体制を確保していく。
- ・ ケース検討による支援計画作成は PDCA サイクルを意識し、十分な時間をかける。
 - ・ 育児・家事援助は、寄り添い型の援助を維持するため、事業委託ではなく、専門的な支援員を確保し、直営で行う。
 - ・ 保健師による指導助言は、家庭児童相談室と母子保健係で十分な協力を行い、方向性の統一を図る。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図る。

【実施内容】

- 令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての第3子以降の子どもに対する副食費に対する助成を行う。